

仕様書に対する質問・回答書

令和7年11月26日

物品・委託役務等の名称 (規格・数量等)	竹原市例規・法制支援システム構築及び維持管理業務
-------------------------	--------------------------

No	質問事項	回答
1	5 仕様 (1) 例規管理システムの②・⑥、(2) 法令情報システム④・⑧ 過去、未来(未施行)の例規条文と時点を一致させた引用法令を参照でき、かつ、その機能を竹原市全職員が利用の権利を有し、5人以上が同時に利用できるものと考えて良いでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	5 仕様 (2) 法令情報システム①について 市例規の改正履歴が平成20年から存在するので、リンクする法令情報についても平成20年以降の例規の各履歴時点のすべてに対し、法令条文がすべて不足なく閲覧できなければいけない、という認識でよろしいでしょうか？ (2) 法令情報システム⑦について 任意の施行日時点の条文を比較できることとは、複数の履歴を持つ場合、連続した履歴ではなく、任意の施行時点の法令が比較出来なければならない、という認識でよろしいでしょうか？ 例:「地方自治法」平成30年4月1日時点と令和8年4月1日時点の比較が可能。	・(2) 法令情報システム①について 原則、すべて不足なく閲覧できるものとします。納入後、リンクする法令情報について閲覧できない部分を確認した場合は、閲覧できるよう措置を講ずることを求めるものとします。 ・(2) 法令情報システム⑦について 法令の条文比較は、任意の施行日時点において、その1つ前の履歴と比較できれば問題ありません。
3	5 仕様 (5) 市例規集作成 「目次を作成し、」とあるのは、仕様にある通しページ番号情報を反映させた目次を作成するということで良いのでしょうか？ また、その情報をPDF等のデータで提供するということが良いのでしょうか？	お見込みのとおりです。